



取引相場のない株式の評価

——所得税法59条1項2号の低額譲渡該当性が
争点とされた事例を素材として——

酒井克彦

酒井克彦
中央大学教授商学部教授
東京都出身
中央大学大学院法学研究科博士課程修了。法学博士（中央大学）

キーワード

所得税法59条, みなし譲渡, 財産評価基本通達, 取引相場のない株式, 清算課税説, 配当還元方式, 純資産評価額, 東京地裁平成59年8月30日判決, 法人税基本通達9-1-14, 所得税基本通達59-6

はじめに

取引相場のない株式の評価を巡る問題は、長らく租税法律関係における重要論点の一つであった。同族会社の多くが取引相場のない株式の発行会社であるため、その事業承継においてかかる株式の評価は実務上の関心事項となってきた。もっとも、そのような株式について、実定法上の明確な算出方法が定められていれば問題はさほど根深いものではないかもしれないが、例えば、相続税法には「時価」と規定されているだけであるし（相法22）、かかる株式を後継者等に譲渡する場合であっても、所得税法上も「その時における価額」と規定されているだけである（所法59①二）。それに加えて、当該価額の2分の1に満たない金額で取引された場合

には（所令169）、「その時における価額」と取引価額との差額について、譲渡所得課税がなされることとされていることもまた、法的紛争を引き起こす要因となっている。

ところで、相続税法22条《評価の原則》の「時価」について、国税庁は財産評価基本通達（以下「評価通達」ともいう。）を発遣しており、実務的にはかかる通達に示されている評価方法に従って処理をすることで、大量反復的に発生する課税処理の画一化を図っているところである。もっとも、憲法の要請する租税法律主義は（憲84）、課税の根拠を法律又は法律の定める条件によることを要請しているため、通達に従った課税処分については常にその合理性が問われることになる。

そこで、本稿においては、最近の注目すべき重要事例を素材として、取引相場のない株式の評価を巡る法律問題について考えることとした。とりわけ、取引相場のない株式の評価手法を巡り、相続税法と法人税法、所得税法との間に径庭が認められるべきか否かという観点についても詳述することとした。

I 所得税法59条1項と財産評価基本通達

1 所得税法59条

所得税法59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》1項は、①贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）

若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）（所法59①一）や、②著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）（所法59①二）により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、「その時における価額」に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす旨規定する。

もっとも、同条項にいう「その時における価額」とはどのような額を指すのかについて、所得税法は明確な規定を用意していないため、この点は専ら解釈に委ねられることになる。そこで、課税実務においては、同条項に規定する「その時における価額」について通達を発遣している。

すなわち、所得税基本通達59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》は、次のように通達し、「原則として」財産評価基本通達の扱いに従う旨述べている。

「法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する『その時における価額』とは、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める『1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額』とは、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17『財産評価基本通達』（法令解釈通達）の178から189-7まで《取引

相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。

- (1) 財産評価基本通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2)～(4) 省略〔下線筆者〕

これを受けて、所得税基本通達23～35共-9《株式等を取得する権利の価額》は、「令第84条第2項第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同項第5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において『権利行使日等』という。）における同項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。」と通達するところ、取引相場のない株式の評価については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とするとしている。

- イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
- ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。）金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額
- ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日にお

けるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

上記のとおり、所得税基本通達59-6(1)は、評価通達に従うに当たって、同通達188《同族株主以外の株主等が取得した株式》の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定するとしている点に留意する必要がある。

2 評価通達の取扱い

では、評価通達は、どのようにして取引相場のない株式の評価を行うのであろうか。ここで簡単に確認しておきたい。まず、評価通達178《取引相場のない株式の評価上の区分》は、取引相場のない株式の価額について、評価しようとするその株式の発行人（以下「評価会社」という。）が大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれの定めによって評価することを示した上で、ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ188又は189《特定の評価会社の株式》の定めによって評価するとしている。

次に、評価通達179《取引相場のない株式の評価の原則》は、同通達178により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額につき、それぞれ次によるとする。

- (1) 大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価することができる。
- (2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業

種比準価額を1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって計算することができる。

類似業種比準価額×L+1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）×(1-L)

上の算式中の「L」は、評価会社の前項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前1年間における取引金額に応じた割合が通達されている。

- (3) 小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として(2)の算式により計算した金額によって評価することができる。

さて、所得税基本通達59-6は、評価通達188(1)を準用する旨を通達していることから、同通達を確認しておく必要がある。

同通達は、前述の評価通達178の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当する株式の範囲を述べる通達であるが、ここに掲げられる株式の価額は、実際は、次項すなわち188-2の定めによることになる。

- (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者⁽¹⁾の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の30%以上⁽²⁾である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

- (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、

その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（課税時期において評価会社の役員⁽³⁾である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）の取得した株式

この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族⁽⁴⁾の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

(3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式

(4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの（(2)の役員である者及び役員となる者を除く。）の取得した株式

この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

そして、評価通達188-2《同族株主以外の株主等が取得した株式の評価》は、同通達188の株式の価額は、その株式に係る年配当金額⁽⁵⁾を基として、次の算式により計算した金額によ

って評価するとしている⁽⁶⁾。ただし、その金額がその株式を同通達179の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、かかる定めにより計算した金額によって評価するとしている。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

II 所得税法59条1項にいう「その時における価額」

1 用語法からみた「その時における価額」と「時価」

所得税法59条1項にいう「その時における価額」について、多数説は「時価」を指すとする。同条項にいう「その時における価額」とはあくまでも「その時におけるその資産の価額」であるから、そのことを一般に「時価」というのだとすれば、用語の違いに拘泥する必要はないのかもしれない。

この点、相続税法22条にいう「時価」とは、不特定多数の者の間で成立するであろう客観的交換価値と解されており、対象となる資産の市場における価値をもって評価するのが課税実務の基底にある考え方であるといえよう。それは、評価通達1《評価の原則》(2)において、「時価の意義」が、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」とされているところにも明確に表れている。

このような相続税法上の「時価」の考え方と同様に、所得税法59条1項にいう「その時における価額」を譲渡時の客観的交換価値と捉える裁判例も散見されるところである。例えば、神戸地裁昭和59年4月25日判決（シユト270号24頁）は、「所得税法五九条にいう『その譲渡の時における価額』とは、当該譲渡の時における時価、すなわち、自由市場において市場の事情に十分通じ、かつ、特別の動機を持たない多数の売手と買手とが存在する場合に成立すると認められる客観的交換価格（市場価格）であると解すべきである。」としており、「その時における価額」を「時価」と捉えていることが分かる。

しかしながら、租税法主義の下では、まず文理解釈が優先されるべきであると考えるところ、所得税法59条1項は「時価」という用語ではなく、あえて「その時における価額」と規定していることを忘れてはならないのではなからうか。これは、相続税法22条が「時価」という用語を使用しているのとは異なる。執行上の便宜や申告納税制度の下での納税者の便宜を考えれば、相続税法22条にいう「時価」と所得税法59条1項にいう「その時における価額」を同義と解することは都合がよいかもしれないが、そうであるとすれば、なぜ租税法体系の中で「時価」と「その時における価額」という別の用語が採用されているのか疑問が浮上する。執行上の混乱を招来することが予想されるのにもかかわらず、あえて所得税法と相続税法とで違う用語を使用しているとみるのが可能であろうか。

2 譲渡所得課税の規定としての所得税法59条1項

所得税法59条1項にいう「その時における価額」に示される資産価値はいかなる意味を有するものであろうか。相続税法における「時価」がその資産を処分したとすれば、いかなる価値

を有するものか、市場においていかなる評価が付されるかという点に関心を置くべき「遺産」の取得に対する課税であるのに対して、所得税法59条は、それとは異なり、資産の譲渡があったものとみなす規定である。重要な点は、「その時における価額」とは、資産の譲渡があったものとみなされることとなった場合の、かかる譲渡所得の金額の計算の基礎となる規定であるという点である。同条項を文理解釈すると、「その時における価額」に相当する金額と「対価」との開差により、これらの資産の譲渡があったものとみなすか否かを判断するのか必ずしも明確ではない。一般的には、対象となる資産の譲渡「対価」の額が「その時における価額」に比して著しく低いとか否かで判断をし、著しく低いときには、みなし譲渡所得課税のトリガーが引かれると解されている。

少なくとも、「その時における価額」とは、資産の譲渡があったものとみなす場合の、譲渡所得の金額の計算の基礎として擬制される収入金額になるものである。

3 増加益清算課税説とキャピタルゲイン課税

イ 増加益清算課税説

ところで、これまで学説では、譲渡所得に対する課税は増加益清算課税説によって説明され⁽⁷⁾、判例においても支配的である。いわゆる榎本家事件最高裁昭和43年10月31日第一小法廷判決（集民92号797頁）⁽⁸⁾は、「譲渡所得に対する課税は、……資産の値上りによりその資産の所得者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入を伴うときは、右増加益は対価のうち具体化されるので、これを課税の対象としてとらえたのが旧所得税法（昭和二二年法律第二七号、以下同じ。）九条一項八号の規定

である。そして、対価を伴わない資産の移転においても、その資産につきすでに生じている増加益は、その移転当時の右資産の時価に照して具体的に把握できるものであるから、同じくこの移転の時期において右増加益を課税の対象とするのを相当と認め、資産の贈与、遺贈のあつた場合においても、右資産の増加益は実現されたものとみて、これを前記譲渡所得と同様に取り扱うべきものとしたのが同法五条の二の規定なのである。されば、右規定は決して所得のないところに課税所得の存在を擬制したものではなく、またいわゆる応能負担の原則を無視したものともいいがたい。のみならず、このような課税は、所得資産を時価で売却してその代金を贈与した場合などとの釣合いからするも、また無償や低額の対価による譲渡にかこつけて資産の譲渡所得課税を回避しようとする傾向を防止するうえからするも、課税の公平負担を期するため妥当なものというべきであり、このような増加益課税については、納税の資力を生じない場合に納税を強制するものとする非難もまたあたらぬ。」とする。

また、最高裁昭和47年12月26日第三小法廷判決（民集26巻10号2013頁）においても増加益清算課税説の立場から説示されている。すなわち、「一般に、譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきであることは、当裁判所の判例とするところである（昭和四一年（行ツ）第八号昭和四三年一〇月三十一日第一小法廷判決・裁判集民事九二号七九七頁）。したがって、譲渡所得の発生には、必ずしも当該譲渡が有償であることを要せず、昭和四〇年法律第三三号による改正前の旧所得税法（昭和二二年法律第二七号）においては、資産の譲渡が有償であるときは同法九条一項八号、無償であるときは同法五条の二が適用されることとな

るのであるが、前述のように、年々に蓄積された当該資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一挙に実現したものとみる建前から、累進税率のもとにおける租税負担が大となるので、法は、その軽減を図る目的で、同法九条一項八号の規定により計算した金額の合計金額から一五万円を控除した金額の一〇分の五に相当する金額をもつて課税標準とした（同条一項）のである。」とするのである。

増加益清算課税説によると、外的条件の変化による資産価値の変動を所得計算に反映させることが譲渡所得課税の本質であるから、本来、「資産の取得方法や使用収益といった主観的事情」を所得金額の計算過程に反映させるべきではないことになる⁽⁹⁾。二重利得法も同様の考え方に立つといえよう（所基通33-4, 33-5）⁽¹⁰⁾。

この意味において、譲渡所得の金額の計算上、必要経費の控除は必ずしも求められるものではなく、所得税法38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》が、「資産の取得に要した金額」を譲渡所得の金額の計算上控除としているのは、必要経費としてではなく、「その資産の取得時における客観的価額と譲渡時の客観的価額との増差分を算出する意味」を有するにすぎないのである（東京高裁昭和55年10月30日判決・行集31巻10号2309頁）。

ロ 譲渡益説

これに対して、譲渡所得を収益から取得費を控除した純所得と捉える譲渡益説⁽¹¹⁾がある⁽¹²⁾。

判例が採用してきた増加益清算課税説によれば⁽¹³⁾、不動産の取得前に支出した借入金利子を取得費に含めるとする最高裁平成4年7月14日第三小法廷判決（民集46巻5号492頁）⁽¹⁴⁾の判断の妥当性が問われるところである。また、贈与によってゴルフ会員権を得た際の名義書換手数料の取扱いに関するいわゆる右山事件最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決（集民216号279頁）⁽¹⁵⁾の判断にも疑問が寄せられよう（なお、

同最高裁は、所得税法38条の別段の定め¹⁶⁾である同法60条《贈与等により取得した資産の取得費等》の適用下において、かかる名義書換手数料が同法38条の「取得に要した金額」に当たるとするが、この点については文理解釈上も疑問を挟む余地がある。¹⁷⁾

上記のような判決の傾向からは、増加益清算課税説から譲渡益説への傾斜が指摘されている¹⁸⁾。この傾向は、譲渡所得という特別の所得区分を設けている意味を失わせるものではなからうか¹⁹⁾。所得税法がキャピタルゲインの生成過程に関心を寄せ、長期間にわたり生成されてきたキャピタルゲインが一挙に実現した際には、長期譲渡所得として課税上の緩和措置を採用しているのは、譲渡所得が増加益に対する清算課税であることを前提としているのであって、このことを前提とする限り、譲渡益説への理論的移行は困難であるといわざるを得ない。かような点からしても、近時、一部の判決が譲渡益説に接近した判断を示したとしても、資産の保有期間を念頭に置いた課税ルールは譲渡所得の基礎をなす取扱いであると考えべきであって、この点からも過去の判例が採用してきた増加益清算課税説を堅持すべきであると考えらる。

ハ 譲渡所得対象資産の純資産評価額

このように増加益清算課税説が所得税法上の譲渡所得課税の本旨であると思われるところ、所得税法59条1項もキャピタルゲイン課税を行うという意味においては同様の本質を有していると解される。

そうであるとすれば、所得税法59条1項において評価されるべきは、資産に内在している含み益である。資産の売却収入としての金銭あるいは金銭等価物を算定するのではなく、あくまでも評価されるべきは、譲渡対象資産の価額であるというべきである。そこで評価されるのは、外部から流入する経済的価値ではないので

ある。そのように考えると、客観的交換価値が奈辺にあるかという点への関心よりは、純粋にかかる資産の価額がいくらかという問題への関心こそが重要な視角となるというべきではなからうか。

譲渡対象となる株式が取引相場のない株式であった場合、対象会社が大会社であれば、類似業種比準方式に基礎を置いた評価をし、あるいは零細株主においては、具体的な売却価値よりは配当にこそ関心を置くであろうから配当還元方式を基礎に置いて評価をするという評価到達178以下の評価方法は、所得税法上の譲渡所得課税における資産価値の判定にどこまで意味を有するのであろうか。

かような見地からすれば、果たして、資産の売却時点の価値を前提とした評価到達の評価方法が、所得税法上の資産価値の算定においても妥当であるか否かという点について疑問が惹起されはしないか。また、前述した問題関心である、所得税法59条1項にいう「その時における価額」を果たして、相続税法22条にいう「時価」と同義に解してよいのかという点においても消極的な所見に接続せざるを得ないのである。

ニ 所得税法40条と同法59条

かように考えると、所得税法40条《たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入》にいう棚卸資産の贈与との関係についても関心を寄せざるを得ない。同条は、「次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。」として、次の2つを掲げている。

- ① 贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）当該贈与又は遺贈の時ににおけるそのたな卸資産の価額
- ② 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

そもそも、所得税法40条が棚卸資産を対象とした規定であるのに比して、同法59条は山林ないし譲渡所得の基因となる資産を対象にしているという点で対象資産が異なる。すなわち、所得税法40条は棚卸資産の譲渡に係る事業所得の金額の計算規定であるところ、継続的事业活動の中にあつては基本的には資産の内在的価値に対する課税は何ら繰り越されているわけではないのであるから、増加益清算課税説による説明とは異なり、継続的な投下資本の回収形態における資本循環過程で課税が実現しているものである。したがって、資産価値は市場における客観的交換価値で評価することが相当であるのに対して、前述したとおり、所得税法59条は、市場において流通することが前提とされている棚卸資産とは異なる、それ以外の資産の譲渡に係る所得金額の計算規定であるから、市場における交換価値による評価には馴染まないというほかない。むしろ、前述の増加益清算課税説を肯定する最高裁判決が示すとおり、無償による資産の譲渡も課税の対象とするのであって、それは市場価値で評価される経済的価値の外部からの流入が資産評価されるものではなく、内在的に評価され得る資産価値はいくらなのかという点に評価の基準を求めるべきであるから、例えば、評価通達における各種評価方法を念頭に置くと、それが、取引相場のない株式であったとすれば、1株当たりの純資産評価額によって評価されるべきものであるというべきではなから

うか。

所得税基本通達23～35共-9《株式等を取得する権利の価額》においては、非上場株式の時価の評価が通達されているが、この点、所得税法33条《譲渡所得》のキャピタルゲインに係る課税関係とその他の条項にいう棚卸資産の譲渡とが同一の通達においてその取扱いが示されていることについては、疑問が残るといわざるを得ない。すなわち、「棚卸資産たる株式」と「譲渡所得の起因となる資産たる株式」の2つの取扱いが同一の通達で示されている点に対する疑問である。

Ⅲ 近時の注目すべき事例

1 事案の概要

ここで、所得税法59条1項2号の規定の適用が争点とされた東京地裁平成29年8月30日判決（判例集未登載）を素材に、取引相場のない株式の評価について考えてみたい。

本件は、T製造株式会社（以下「T製造」という。）の代表取締役であった被相続人Kが、自身の有していたT製造の株式のうち72万5000株を、平成19年8月1日、S会に対して譲渡したこと（以下、これを「本件株式譲渡」といい、本件株式譲渡に係るT製造の株式を「本件株式」という。）につき、Kの相続人であり相続によりKの平成19年分の所得税の納付義務を承継したXら（原告）が、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ金額（配当還元方式により算定した価額に相当する金額）として、Kの上記所得税の申告をしたところ、所轄のC税務署長が、本件株式譲渡の譲渡対価はその時における本件株式の価額（類似業種比準方式により算定した価額）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、Xらに対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたことから、Xらが、国Y（被告）に対しこれらの処分（更正処分については修正申

告又は先行する更正処分の金額を超える部分)の各取消しを求めた事案である。

なお、本件株式譲渡の時点において、T製造は、評価通達178に規定する「大会社」に、T製造の株式は、所得税基本通達23～35共-9の(4)ニの株式及び評価通達における「取引相場のない株式」に、それぞれ該当する。

(2) 事実経過等

ア 本件株式譲渡について

Kは、平成19年8月1日、S会に対し、自己が有するT製造の株式のうち72万5000株(本件株式)を、代金1株当たり75円、合計5437万5000円、代金の支払期限を同月10日までなどとして譲渡した(本件株式譲渡)。本件株式譲渡における1株当たり75円という代金額は、本件株式を配当還元方式により評価して得た金額と同額である。

本件株式譲渡前後のT製造の株主構成は下記のとおりである。

・ 本件株式譲渡前 (平成19年7月31日以前)	
(ア) K	146万0700株 (15.88)
(イ) K親族ら	合計63万5820株 (6.91)
以上合計 209万6520株 (22.79)	
(ウ) I会	222万4400株 (24.18)
(エ) 研究会持株会	221万0730株 (24.03)
(オ) 従業員持株会	231万5150株 (25.16)
(カ) その他の個人株主	合計35万3200株 (3.84)

・ 本件株式譲渡後 (平成19年8月1日以後)	
(ア) K	73万5700株 (8.00)
(イ) K親族ら	合計63万5820株 (6.91)
以上合計 137万1520株 (14.91)	
(ウ) S会	2万5000株 (7.88)
(エ) I会	222万4400株 (24.18)
(オ) 研究会持株会	221万0730株 (24.03)
(カ) 従業員持株会	231万5150株 (25.16)
(キ) その他の個人株主	合計35万3200株 (3.84)

なお、K及びK親族らは、評価通達188の適用において、相互に「同族関係者」に当たる。

イ Xらに対する課税処分の経緯等

(ア) 本件相続に伴い、Xらは、平成20年3月13日、Kの平成19年分の所得税につき所得税法125条《年の中途で死亡した場合の確定申告》1項による準確定申告書を提出した。かかる申告は、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を、その代金額と同額の1株当たり75円とするものであった。

(イ) C税務署長は、平成22年4月21日付けで、Xらに対し、本件株式譲渡の時ににおける本件株式の価額は類似業種比準方式により算定した1株当たり2990円であり、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるから、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額は1株当たり2990円であるとして、Kの平成19年分の所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

2 争 点

(1) 本件株式譲渡が所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるか

低額譲渡の判定の基礎となる本件株式譲渡の時ににおける本件株式の価額について、Yは、譲渡直前の議決権割合からすれば、評価通達188(3)にいう「同族関係者の有する議決権の合計数」は、22.79%であるから、15%未満に該当しないと主張するのに対して、Xは、株式の取得者の取得後の議決権割合である14.91%によって判断し、15%未満に該当すると解すべきであるとする。Xの主張に従えば、同通達(3)に該当することとなり、配当還元方式によることとなる。すなわち、具体的な争点は、所得税基本通達59-6(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法にある。

(2) 本件各更正処分等による納付すべき税額についてのYの主張変更の当否も争点であるが、この点は割愛する。

3 判決の要旨

「所得税法59条1項は、同項2号の低額譲渡、すなわち、譲渡の時ににおける価額の2分の1に満たない金額（所得税法施行令169条）による法人に対する資産の譲渡があった場合には、その譲渡した者の譲渡所得等の金額の計算については、その譲渡があった時に、その時ににおける価額に相当する金額により、当該資産の譲渡があったものとみなす旨を定めており、ここにいう『その時ににおける価額』とは、当該譲渡の時ににおける当該資産の客観的交換価値をいうものと解される。

そして、所得税基本通達59-6は、所得税法59条1項の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が評価通達における取引相場のない株式に相当する株式であって売買実例のある株式等に該当しないもの（所得税基本通達23～35共-9の(4)ニの株式）である場合の『その時ににおける価額』とは、原則として、一定の条件の下に、評価通達の178から189-7までの例により算定した価額とする旨を定めており、これらの通達はいずれも公開されている。

所得税基本通達59-6がこのような取扱いを定めている趣旨は、取引相場のない株式は通常売買実例等に乏しく、その客観的交換価値を的確に把握することが容易ではないため、その評価方法についての国税当局の内部的な取扱いを相続税等の課税対象となる財産の評価について定めた評価通達の例に原則として統一することで、回帰的かつ大量に発生する課税事務の迅速な処理に資するとともに、公開された画一的な評価によることで、納税者間の公平を期し、また納税者の申告・納税の便宜を図るという点にあると解される。

このような上記通達の趣旨に鑑みれば、取引

相場のない株式について、所得税基本通達59-6が定める条件の下に適用される評価通達に定められた評価方法が、取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算において当該株式のその譲渡の時ににおける客観的交換価値を算定する方法として一般的な合理性を有するものであれば、その評価方法によってはその客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情がある場合でない限り、その評価方法によって算定された価額は、当該譲渡に係る取引相場のない株式についての所得税法59条1項にいう『その時ににおける価額』として適正なものであると認めるのが相当である。」

「評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法の合理性について検討すると、評価通達178以下では、取引相場のない株式の評価について、評価会社の規模に応じて場合分けし、大会社については、類似業種比準方式を原則的評価方法とすることを定める（同179、180）一方、『同族株主以外の株主等が取得した株式』については、例外的に配当還元方式によることを定める（同188、188-2）」が、「評価通達178以下に定めるこれらの評価方法は、取引相場のない株式につき実情等を踏まえたものとして一般的な合理性を有すると認められる。」

「次に、所得税基本通達59-6が上記の評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する際の一定の条件として規定した内容の合理性について検討すると、そもそもそのような一定の条件を設けたのは、評価通達が本来的には相続税や贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものであって、譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なることから、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に則して用いることを可能にするためであると解される。

すなわち、相続税や贈与税が、相続や贈与による財産の移転があった場合にその財産の価額を課税価格としてその財産を取得した者に課さ

れる税であるのに対し、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益（キャピタル・ゲイン）を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算してその譲渡人である元の所有者に課税する趣旨のもので解されるのであって（最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁，最高裁昭和47年（行ツ）第4号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁参照），そのような課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者（譲渡人）にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の(1)～(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時の価額の算定に適用する場合には、各定め中『(株主の)取得した株式』とあるのを『(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの』と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によるのが相当であると解される。

所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定めているのは、上記の趣旨を『同族株主』の判定について確認的に規定したものであり、上記の読み替え等をした上で評価通達188の(1)～(4)の定めを適用すべきであることを当然の前提とするものと解されるから、この規定もまた一般的な合理性を有すると認められる。〔下線筆者〕

「評価通達188の(1)～(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計

算上当該株式のその譲渡の時の価額の算定に適用する場合には、Xらのいう会社区分の判定においても、株主区分の判定においても、譲渡直前の譲渡人の議決権割合によるのが相当である。」

「以上によれば、所得税法59条1項2号の適用に当たって、本件株式譲渡の時の本件株式の価額は1株当たり2505円であると認められ、本件株式譲渡の対価である1株当たり75円はその2分の1に満たないから、本件株式譲渡は、同号の低額譲渡に当たる。」

4 検 討

本件判決は、譲渡所得の本質論から、所得税基本通達59-6が評価通達による評価を行うために設けている一定の条件を前提とした上で、同通達188における同族株主該当性を譲渡直前の議決権数で判定するという取扱いを肯定するものである。

ここでは、増加益清算課税説の見地から譲渡直前の議決権割合で判断するという態度が示されている。増加益清算課税説の立場から譲渡直前の議決権割合を使用するという点においては本件判決を支持できるものの、前述したとおり、そもそも、所得税法59条1項にいう「その時における価額」について、類似業種比準方式や配当還元方式を念頭に置いた評価通達を一定の要件の下で肯定する所得税基本通達59-6の取扱いに合理性があると判断した点については議論の余地があると考えられる。

仮に、かような問題意識をいったん捨象し、所得税基本通達59-6のような一定の条件下において配当還元方式による評価を行うことを肯定し得るとすれば、増加益清算課税説に立って、譲渡直前の議決権割合に関心を寄せる本件判決の判断は妥当であるように思われる。

もっとも、他方で、増加益清算課税説の立場からすれば、果たして、譲渡直前の株式の保有状況をもって「同族株主」該当性を判定するこ

とと、譲渡者の支配下におけるキャピタルゲインの生成との間にいかなる因果関係があるのかという問題関心も同時に湧出する。資産の譲渡直前の状況だけで判断するというのであれば、二重利得法との整合的理解に若干の不安が残るともいえよう。

すなわち、所得税基本通達33-4《固定資産である土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得》は、固定資産である土地に区画形質の変更を加えるなどした後に譲渡した場合の所得は棚卸資産又は棚卸資産に準ずる資産の譲渡による所得として、その全部が事業所得又は雑所得に該当するところ、同通達33-5《極めて長期間保有していた土地に区画形質の変更等を加えて譲渡した場合の所得》は、その区画形質の変更等に係る土地が極めて長期間引き続き所有されていたものであるときは、「当該土地の譲渡による所得のうち、区画形質の変更等による利益に対応する部分は事業所得又は雑所得とし、その他の部分は譲渡所得として差し支えない。この場合において、譲渡所得に係る収入金額は区画形質の変更等の着手直前における当該土地の価額とする。」と通達している。これは、譲渡の際の資産の棚卸資産該当性をみるだけでなく、長期間にわたって譲渡者の手元に支配されてきたキャピタルゲインの生成過程に注目をする考え方であるとみることができるようになる。かように、通達の取扱いが、いわば譲渡直前の状況のみならず、キャピタルゲインの生成過程についても着目する考え方を持ち合わせているとすると、評価通達188にいう「同族株主」該当性を譲渡直前の状況のみで判断することには不安を覚えもする。

ただし、ここには一種の割切りがあって、所得税基本通達59-6等はいくまでも通達であるから、かような割切りが適合しないような個別事情（譲渡直前における株主構成の急激な変更などの個別事情）が存する場合には、評価通達188を適用して所得税法59条1項にいう「その

時における価額」を判断することの是非が問われる余地はあるように思われるが、本件はかような事情にあるものではなからう。

キャピタルゲインの生成過程に関心を寄せないという問題点は内包しつつも、いつの段階の資産価値が推定されるべきかは、所得税法59条1項の規定の適用においては截然としている。資産を手放す段階における資産価値を考慮するというのがそもそものキャピタルゲイン課税の本質であることを考えると、これは、サイモンズにいうところの期末の資本財（W1）と期首の資本財（W0）の差額（ $W1 - W0 = \Delta W$ ）を観念しているのであるから、推定されるべきは手放した後の翌期（W2）中の資本財の市場価値ではないはずである。そう考えると、譲渡直前の議決権割合で財産評価基本通達188の15%基準を考えるべきかあるいは譲渡後の議決権割合で考えるべきかについては、前者によるほかはないというべきであろう。

IV 相続税・法人税との径庭

1 相続税との関係

私見としては、増加益清算課税説を前提とすれば、所得税法59条1項にいう「その時における価額」は純資産評価額において評価されるべきであると考えているが、そもそも、所得税法の評価と相続税法の評価が異なることは一物二価を意味することとなり、それ自体問題視すべきという見解も想定し得る。この点はいかに考えるべきであろうか。

横浜地裁昭和57年7月28日判決（訟月29巻2号321頁）²⁰は、「相続税法七条は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、法律的には贈与といえないとしても、実質的には贈与と同視することができるため、課税の公平負担の見地から、対価と時価との差額について贈与があつたものとみなして贈与税を課することとしているのであるから、右の規定の趣旨にかんがみると、同条にいう著しく低い価額の対

価に該当するか否かは、当該財産の譲受の事情、当該譲受の対価、当該譲受到に係る財産の市場価額、当該財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断すべきものと解するのが相当である。」とする。そして、所得税法との違いについては、「所得税法施行令一六九条は、前記のとおり、右の所得税法五九条一項二号の規定を受けて、著しく低い価額の対価として政令で定める額を資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額と規定しているが、これらの規定はどのような場合に未実現の増加益を譲渡所得としてとらえ、これに対して課税するのを適当とするかという見地から定められたものであつて、どのような場合に低額譲受を実質的に贈与とみなして贈与税を課するのが適当かという考慮とは全く課税の理論的根拠を異にするといわなければならない。」とする。

所得税法は、相続税法にはない「著しく低い価額」という概念を持ち込んでいるが、この点について、植松守雄氏は、「一口に『時価』といっても画一的に把握できるわけではなく、人様々の評価があり得るので、いわば安全を見込んで『著しく低い価額』の場合に限った」という見方ができるとの見解を示している²¹⁾。

そもそも、所得税法や法人税法上の取引相場のない株式の評価に当たっては、評価通達185《純資産価額》の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2《評価差額に対する法人税額等に相当する金額》により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないこととしている点にも、取扱いの差異を認めることができるのである。かような異なる取扱いを行っているのは、所得税法や法人税法が対象とする経済取引を前提としたいわば動的な財産評価に、評価通達の取扱いをそのまま適用するのは問題があるものの、同通達に定める取引相場のない株式の評価方法は、一つの事実として実務界に定着していると認め

られることから、これと全く異なる評価方法を導入するとすれば、執行上の混乱を招来するであろうとの考え方によるといわれている²²⁾。しかしながら、そのような理解ではなく、上記法人税額等の控除についての取扱いの相違は、対象会社を清算して譲渡した時の資産価値を判断する相続税法上の評価と、市場において売却することを念頭に置いて評価をすることが含意されているわけではない所得税法との間の径庭として捉えるべきではないかと考える。単に、対象株式の評価は内在的価値の推計にすぎないのであって、清算時の価値など評価する必要がないからという別の角度からの説明も可能なのではなかろうか。

2 法人税との関係

次に、法人税との径庭についても考えてみたい。

キャピタルゲインに対して課税を行うとする譲渡所得の本質は、法人税法においても何ら異なるところはないとする考え方がある（東京高裁昭和46年12月8日判決・税資63号1084頁）²³⁾。また、本件判決が説示するところによると、所得税法59条にいう「その時における価額」とは、客観的交換価値たる「時価」によるとされているが、法人税法上の「当該資産の価額」（法法33②）、「その贈与（供与）の時における価額」（法法37⑦）及び相続税法上の「時価」（相法7、22、評基通1(2)）と同義であると解されている（大阪地裁昭和53年5月11日判決・行集29巻5号943頁、東京高裁平成6年2月26日判決・税資200号815頁、東京地裁昭和55年9月3日判決・行集31巻9号1750頁、東京高裁平成7年12月13日判決・行集46巻12号1143頁）。そうとすると、相続税法や法人税法上の取扱いとの径庭をいかに説明すべきかという問題は残るといべきであろう。

ところで、従前の所得税基本通達23～35共-9においては、非上場株式の時価の評価について

て、① 売買実例があるものについては最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額、② 売買実例がないものでその株式等の発行人と事業規模等が類似する他の法人の株式等の価額があるものについては当該価額に比準して推定した価額、又は③ ①及び②に該当しないものについては発行人1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額、によって評価する旨が通達されていた。これに対して、当時の法人税基本通達においても、上記所得税基本通達とほぼ同様の取扱いを通達していたところではあるが、売買実例を6か月以内のものに限定している点や、課税上弊害がない限り、一定の条件を付した上で、評価通達の取扱いを準用できるとしていた点が異なっていた。このような通達の取扱いがある中であって、大分地裁平成13年9月25日判決（税資251号順号8982）は、所得税法59条1項の適用に当たり、取引段階の保有株式数を前提に少数株主が取得した株式について配当還元方式の適用を認めている。これは、株式譲渡直前の段階での株式保有を前提とするのではなく、受取段階での株式保有を前提とする法人税基本通達の処理が念頭に置かれた判断であるともいえよう²⁴⁾。

ちなみに、この大分地裁判決が出る1年前に所得税基本通達59-6が改正され、現行と同様の取扱い、すなわち、同族株主該当性につき、「株式等を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の保有株式数により判定すること」とされたのであって、上記大分地裁判決はかかる通達の取扱いとは異なるところになったのである²⁵⁾。

上述のとおり、「同族株主」の判定時期について、相続税と所得税の取扱いが異なるのは妥当であると思われるが、問題は法人税との取扱いの径庭である。もっとも、法人税基本通達9-1-14《上場有価証券等以外の株式の価額の特例》は、「法人が、上場有価証券等以外の株式

……について法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき……財産評価基本通達……の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。」としており、これはあくまでも法人税法33条2項の法令解釈通達であるから取得原価主義の適用問題が前提とされており、当然ながら取得者側の視点からの株式評価の問題である。これに対して、所得税法59条は譲渡所得として資産を手放した側の問題であるから、ここに同一の評価が予定されていないことには何ら問題がないというべきであろう。換言すれば、法人税基本通達9-1-14は、いわば所得税法40条に当たる取扱いであるから、同法59条の取扱いとの間に径庭があるのはむしろ当然のことであるといってもよいと思われるのである。

資産の評価はその対象となる資産が棚卸資産であるか、それ以外の資産であるかによって異なると考えるべきであるから、そもそも、一物一価の考え方に固執する必要はないように思われるのである²⁶⁾。

結びに代えて

本稿においては、所得税法59条1項にいう「その時における価額」を素材として、所得税法上のキャピタルゲイン課税における財産評価の在り方について、現行の課税実務の考え方に疑問を提起する形で論じた。これは、所得税基本通達23～35共-9が、棚卸資産の評価問題と譲渡所得の基因となる資産の評価問題を同様の観点から評価する態度を示していること自体を問題視する所見でもあるが、この点に関しては、多くの裁判例が出ているため、機会を得てこれらの裁判例を取り上げ、批判的見地から検討を加えたいと考えている。

- 注(1) ここにいう「同族関係者」とは、法人税法施行令4条《同族関係者の範囲》に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。
- (2) ここで、その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超となる。
- (3) ここにいう「役員」とは、社長、理事長並びに法人税法施行令71条《使用人兼務役員とされない役員》1項1号、2号及び4号に掲げる者をいう。
- (4) これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含むこととしている。
- (5) ここにいう「年配当金額」とは、財産評価基本通達183《評価会社の1株当たりの配当金額等の計算》の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とするとしている。
- (6) 同通達の示す算式にいう「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。
- (7) 金子宏『租税法〔第22版〕』246頁（弘文堂2017）。
- (8) 判例評釈として、佐藤孝行・判評202号28頁（1975）、吉良実・シュト86号8頁（1969）、浅沼潤三郎・民商77巻2号274頁（1977）、清永敬次・租税判例百選〔第2版〕70頁（1983）、石井健吾・曹時30巻11号1835頁（1978）、岡村忠生・租税判例百選〔第3版〕60頁（1992）など参照。
- (9) 岡村忠生「キャピタルゲイン・ロス課税の創設」税通53巻10号37頁（1998）。
- (10) 金子宏「譲渡所得の意義と範囲―二重利得法の提案を含めて」『課税単位及び譲渡所得の研究』113頁（有斐閣1996）、占部裕典「土地の譲渡による所得の区分」『租税法の解釈と立法政策I』1頁（信山社2002）。二重利得法を採用した裁判例として、松山地裁平成3年4月18日判決（訟月37巻12号2205頁）がある（控訴審は高松高裁平成6年3月15日判決（税資200号1067頁）及び上告審は最高裁平成8年10月17日第一小法廷判決（税資221号85頁））。
- (11) 例えば、田中治「キャピタルゲイン課税―税法からの問題提起―」日本租税理論学会『キャピタルゲイン課税』69頁（谷沢書房1993）、竹下重人・租税判例百選〔第3版〕66頁（2005）、同「譲渡所得課税の二、三の問題点」シュト100号109頁（1970）、吉良実「税法上の課税所得論(1)」税法304号20頁（1976）など。
- (12) そのほか、譲渡時課税適状説として、大塚正民・シュト175号5頁（1977）。
- (13) 岡村忠生「資産概念の二重性と譲渡所得課税」論叢170巻4=5=6号212頁、酒井克彦「キャピタル・ゲインの清算課税としての譲渡所得課税」税務事例38巻7号58頁（2006）、同「無償による資産の譲渡とみなし譲渡所得課税」税務事例38巻8号44頁（2006）など参照。
- (14) 判例評釈として、福岡右武・平成4年度最高裁判所判例解説〔民事篇〕266頁（1995）、品川芳宣・税研48号36頁（1993）、増井良啓・法協111巻7号1094頁（1994）、中里実・租税判例百選〔第5版〕81頁（2011）など参照。
- (15) 判例評釈として、品川芳宣・TKC税研情報14巻4号133頁（2005）、一高龍司・民商133巻3号151頁（2005）、高野幸大・ジュリ1319号182頁（2006）、神山弘行・租税判例百選〔第5版〕83頁（2011）、小塚真啓・租税判例百選〔第6版〕86頁（2016）など参照。
- (16) 「別段の定め」であることを否定する見解として、大淵博義=安屋謙一「贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料が同会員権を譲渡した場合の取得費に含まれるか」TKC税研情報14巻5号7頁（2005）。
- (17) 酒井克彦「『別段の定め』としての所得税法60条（上）（下）―所得税法60条にみる譲渡所得等の金額の計算特例という性格―」税務事例49巻10号1頁（2017）、同11号1頁（2017）、所得税法38条等の「取得」概念の意義から論じたものとして、同「所得税法にいう資産の『取得』の意義（上）（中）（下）―譲渡所得関連規定の解釈を巡って―」税務事例49巻12号1頁（2017）、同50巻1号13頁（2018）、同2号1頁（2018）。
- (18) 佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版〕』144頁（有斐閣2016）、岡村・前掲注(9)、260頁。酒井克彦「金融所得一体課税と所得税法上の課題」租税研究719号111頁（2009）も参照。
- (19) 岡村・前掲注(9)、260頁。
- (20) 判例評釈として、岩崎政明・税務事例15巻10

- 号2頁(1983)など参照。
- (21) 植松守雄「『低額譲渡』をめぐる税法上の諸問題」税弘23巻4号27頁(1975)。
- (22) 小原一博編『法人税基本通達逐条解説〔8訂版〕』715頁(税務研究会出版局2016)。三又修ほか『所得税基本通達逐条解説〔平成29年版〕』718頁(大蔵財務協会2017)も参照。
- (23) 東京高裁昭和43年5月31日判決(税資52号1020頁)は、「資産の譲渡益に対する課税は、法人の資産が売買交換贈与により所有者たる法人の支配を離脱する際に、資産の値上りという形ですでに発生している資産利益(キャピタル・ゲイン)を清算、課税することを本質とするものであるから、いやしくも資産が第三に譲渡された場合には、たとえ右譲渡が無償または時価よりも低廉な価額でなされたときでも、当該資産の取得価額(帳簿価額)と時価との差額たる資産利益に相当する益金が顕現するものとしなければならない。」とする。
- (24) 品川芳宣「所得税法59条における非上場株式の時価」税研103号126頁(2002)参照。
- (25) この点について、大淵博義教授は、「この通達の創設は、この……事件をターゲットにしたものであることは、『びん』と来ました。」とされ、上記大分地裁判決が確定したからには、「国税庁は、その段階で当該通達を廃止すべきであったというべき」と論じられる(大淵「非上場株式の評価を巡る最近の動向～最新判決にみる問題点の検証～」租税研究821号268頁(2018)。
- (26) 渋谷雅弘「相続税における財産評価の法的問題」金子宏先生古希祝賀『公法学の法と政策〔上巻〕』701頁(有斐閣2000)。